

振動規制法第3条第1項の規定による地域の指定及び第4条第1項の規定による規制基準の設定並びに振動規制法施行規則別表第1の付表の第1号に該当する区域、別表第2の備考1の区域及び備考2の時間を定めることについて

(平成26年1月1日滝沢市告示第2号)

(令和2年3月19日滝沢市告示第33号)

(振動規制地域の指定)

- 1 法第3条第1項の規定による地域は、次の表の左欄に掲げる区域の区分ごとに同表の右欄に定める地域とする。

区域の区分	地域の区分
第1種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

備考 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、それぞれ都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められている地域をいう。

(振動規制基準の設定)

- 2 法第4条第1項の規定による規制基準は、次の表の左欄に掲げる区域の区分ごとに同表の昼間又は夜間の各欄に定めるとおりとする。ただし、同表に掲げる第1種区域及び第2種区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における当該規制基準は、同表の各欄に定める値から5デシベルを減じた値とする。

区域の区分	時間の区分	
	昼間（午前7時から午後8時まで）	夜間（午後8時から翌日の午前7時まで）
第1種地域	60デシベル	55デシベル
第2種地域	65デシベル	60デシベル

備考 この表において、第1種区域又は第2種区域とは、第1項に規定する第1種区域、第2種区域をいう。

(特定建設作業の振動規制基準)

- 3 府令別表第1の付表の第1号に該当する区域は、第1項の表の右欄に掲げる地域の区域のうち次に掲げる地域の区域とする。
 - (1) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
 - (2) 工業地域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内の区域
- 4 府令別表第2の備考1の区域は、第1項の表の左欄に掲げる区域の区分ごとに同表の右欄に掲げる地域とする。
- 5 府令別表第2の備考2の時間は、第2項の表の昼間欄及び夜間欄に掲げる時間とする。